

野菜・花き産地高度化緊急支援事業実施要領

第1 趣旨

園芸産地の競争力強化のため、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の2のただし書による緊急対策として、国内での花粉交配用みつばちの確保並びに野菜及び花きの品質向上、作業労働力軽減及び省資源化に資する技術の導入を図るため、園芸産地に対し緊急的な支援を行う。

第2 事業の取組等

1 事業の取組

野菜・花き産地高度化緊急支援事業は、第4の1に定める「産地高度化計画」又は「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け13生産第6379号。以下「産地強化計画通知」という。）に基づく「産地強化計画」（以下「産地強化計画」という。）に記載された、次に掲げる取組を行う事業とする。

なお、(1)については、特に緊急性が高いことから、第3の事業の実施期間にかかわらず平成21年5月1日以降の取組について支援の対象となるものとする。

(1) 花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業

ア 女王蜂増殖体制整備支援

女王蜂を増殖するのに必要な増殖装置の導入

イ 蜜源植物確保支援

(ア) 蜜源植物の種子の購入及び作付け

(イ) 蜜源植物の作付けに必要な土地の借上げ

ウ みつばち延命技術導入支援

自動給餌装置の導入

エ 耕種農家及び養蜂家連携強化促進支援

(ア) 農薬散布のスケジュールの調整

(イ) みつばち供給計画の策定

(ウ) 蜜源植物及び増殖エリア確保の計画策定

(エ) 園芸農家向け飼養管理マニュアルの策定及び研修

オ 地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が認める その他花粉交配用みつばちの安定的確保に必要な資材及び装置の導入

(2) 省力・省資源型野菜・花き産地支援事業

ア 総合的病害虫・雑草管理の導入

(ア) 野菜及び花き栽培のための防虫ネットの導入

(イ) 野菜及び花き栽培のための誘蛾灯（発光ダイオード等省電力のものに限る。）の導入

イ 省電力電灯の導入等

(ア) 野菜及び花き栽培のための省電力の開花調整用電灯への切替え

- (イ) 野菜及び花き栽培のための補光の導入
- ウ ア及びイの資材及び装置の設置に必要な附帯資材及び装置
- エ 地方農政局長等が認めるその他総合的病害虫・雑草管理に必要な資材及び装置

2 事業の成果目標

本事業の成果目標は、花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業にあつては次に掲げる(1)と、省力・省資源型野菜・花き産地支援事業にあつては次に掲げる(2)から(6)までのいずれかとする。

なお、成果目標の現状値については、原則、平成20年度の数値とし、平成20年度の数値が自然災害等の特別な事情により、現状値とすることが適当でない場合には、平成19年度の数値又は過去数年の平均値を用いることとする。

- (1) 園芸農家の花粉交配用みつばちの取引に占めるリース又はレンタルの割合が現状値と比べて5ポイント以上増加すること。
- (2) 化学農薬使用量を現状値と比べて5%以上削減すること。
- (3) 10アール当たり開花調整用電灯の光熱費を現状値と比べて5%以上削減すること。
- (4) 10アール当たりの年間作業時間を現状値と比べて5%以上削減すること。
- (5) 10アール当たりの収量を現状値と比べて5%以上増加すること、かつ、収量増加による売上増がランニングコストの増加を上回る見込みであること。
- (6) 秀品その他品質の上位規格の割合を現状値と比べて5ポイント以上増加すること、かつ、価格増加による売上増がランニングコストの増加を上回る見込みであること。

3 目標年度

本事業の目標年度は平成22年度とする。

4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する以下の者とする。ただし、(4)から(7)までについては、構成員に3戸以上の農家を含むこととする。

- (1) 市町村
- (2) 農業協同組合
- (3) 農業協同組合連合会
- (4) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- (5) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。）
- (6) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）
- (7) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営につ

いての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。)

- (8) 養蜂家及び養蜂家の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。)

5 不正行為に対する措置

国は、本事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合において、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は平成21年5月29日から平成22年3月31日までとする。

第4 産地高度化計画及び産地強化計画

本事業の実施に当たっては、受益地（花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業にあっては花粉交配用みつばちの供給を受ける園芸農家の農地）を含む範囲において次の1に定める産地高度化計画を作成するものとする。ただし、産地強化計画に次の2の(1)に定める内容が記載されている場合には、産地高度化計画に代えることができる。

1 産地高度化計画

(1) 産地高度化計画の趣旨

花粉交配用みつばちの確保並びに野菜及び花きの品質向上、作業労働力軽減及び省資源化に資する技術の導入を進めるための計画を策定し、計画に基づく取組を推進することにより、産地の体質強化を図る。

(2) 産地高度化計画策定主体

産地高度化計画策定主体は、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体とし、計画策定に当たっては必要に応じて都道府県普及指導センター及び市町村等の指導及び助言を受けるものとする。

(3) 産地高度化計画の内容等

ア 対象期間

対象期間は、平成21年度から平成22年度までの2カ年とする。

イ 産地高度化計画の内容

別紙様式第1号別添により作成するものとする。

(4) 産地高度化計画の範囲

対象となる計画の範囲は、都道府県単位を超えないものとする。

(5) 産地高度化計画取組状況の報告

事業実施主体は、目標年度までの間、取組状況報告書を報告に係る年度の翌年度の7月末までに別紙様式第2号により地方農政局長等に提出するものとする。

2 産地強化計画

(1) 産地強化計画に盛り込むべき内容

本事業の実施に当たっては、産地強化計画通知に基づく産地強化計画別記様式1号の2の(2)「戦略ごとの具体的な数値目標」に本通知第2の2の(1)から(6)までに掲げる成果目標のいずれかが、また、産地強化計画別記様式1号の3「目標を実現するための方策」に、次のアからウまでに掲げる取組内容(みつばち増殖に係る計画等、導入する資機材及び装置の種類及び規模等に関する内容を含む。)のいずれかが記載されているものとする。

ア 花粉交配用みつばちの確保

イ 総合的病害虫・雑草管理の導入

ウ 省電力電灯の導入等

(2) 産地強化計画の変更手続

本事業の実施にあたり産地強化計画の変更を要する場合には、産地強化計画通知第7の3に基づき行うものとする。

なお、この手続に際し、産地強化計画通知第7の2に規定する地方農政局長等の協議を省略できるものとする。

第5 事業の実施の手続

1 事業実施主体は、要綱第4の事業の実施計画を別紙様式第3号により作成し、別紙様式第1号の産地高度化計画又は産地強化計画と併せて地方農政局長等に(北海道にあっては北海道農政事務局長を経由して生産局長に)提出するものとする。

また、別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者については、要綱第4の1の事業実施計画の承認を得たものとみなすものとする。

なお、事業実施主体が養蜂家又は養蜂家が組織する団体であって、花粉交配用みつばちの供給を受ける園芸農家と同一都道府県以外に所在地がある場合にあつては、要綱第4の2にかかわらず、事業実施主体は、みつばちの供給を受ける園芸農家が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等を提出先とする。

2 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された産地高度化計画について、取組の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。

また、別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者については、産地高度化計画の承認を得たものとみなすものとする。

3 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、事業実施計画及び産地高度化計画の承認又は計画変更の承認を行った場合には、(北海道にあっては北海道農政事務局長を経由して)通知するものとする。

4 次の各号に該当する場合には、事業実施計画の変更を行うものとし、手続に際し

ては1及び3の規定を準用するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 成果目標の変更
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 第2の1の対象とする取組の変更
- (5) 事業実施主体における事業費又は事業量の30%を超える変更

5 採択要件

次に掲げるすべての要件を満たすこととする。

- (1) 同一の産地高度化計画又は産地強化計画の範囲内で受益農家が3戸以上であること。

ただし、花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業にあつては同一の産地高度化計画又は産地強化計画の範囲内の3戸以上の園芸農家が養蜂家又は養蜂家の組織する団体から平成21年度以降3年以上の間、リース又はレンタルにより花粉交配用みつばちの供給を受ける契約をしていること。

なお、この契約は、養蜂家及び養蜂家の組織する団体が事業実施主体の場合には、事業実施主体との間で締結しているものに限る。

- (2) 事業実施により達成すべき成果目標を定めていること。
- (3) 産地高度化計画又は産地強化計画に花粉交配用みつばちの確保、総合的病害虫・雑草管理の導入、省電力電灯の導入等のいずれかを記載していること。

6 事業実施計画の承認基準

地方農政局長等は、5に定める採択要件を確認し、事業実施計画が次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- (1) 取組の内容が本事業の目標に沿っていること。
- (2) 資材及び装置について、平成21年度内の利用が確実であること。
- (3) 取組の内容が、受益者数、受益面積等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。

7 管理運営

- (1) 事業実施主体は、本事業により導入した資材及び装置について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その導入目的に即して最も効率的な運用を図ることで、適正に管理運営するものとする。
- (2) 地方農政局等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対して関係書類の整備、資材及び装置の管理及び処分等を適切に講じるよう、十分に指導監督するものとする。

第6 事業の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式第4号により作成した野菜・花き産地高度化緊急支援事業成果報告書（以下「成果報告書」という。）を、目標年度の翌年度の9月末日までに地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長を経由して生産局長）に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の成果報告書の提出を受けた場合には、遅滞なく、関係部局等で構成する検討会を開催し、その報告内容の点検評価を行い、その結果を公表するとともに、当該評価結果を生産局長に報告するものとする。また、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合には、当該事業実施主体に対し、改善計画等を提出させるなど適切な指導を行うものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指示するものとする。
- 4 地方農政局長等は、天災等外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価の実施が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。
- 5 地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指示を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、その結果を速やかに地方農政局長等に対して報告するものとする。
- 6 生産局長は、2の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、第三者の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめる。
- 7 地方農政局長等は、本対策の実施に資するため、事業成果等に関する調査を行うことができるものとする。

第7 補助率

本事業の補助率は定額とする。また、本事業における補助金の上限は、花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業にあっては花粉交配用みつばちの供給を受ける園芸農家が所在する1都道府県当たり2,000万円までとし、省力・省資源型野菜・花き産地支援事業にあっては1事業実施主体当たり200万円までとする。

第8 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地方農政局長等による当該事業実施計画の承認を受けた後、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、予めその理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第5号により地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長を経由して生産局長）に提出するものとする。

なお、花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業については、平成21年5月1日からの取組が支援の対象になることから、交付決定前着手届の提出は必要ないものとする。

交付決定前に着手する場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任であることを了知の上で行うものとする。

第9 その他

本要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

別紙様式第1号

年 月 日

〇〇農政局長* 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名 印

産地高度化計画の（変更）承認申請について

野菜・花き産地高度化緊急支援事業実施要領（平成21年5月29日付け21生産第1326号農林水産省生産局長通知）第5の1に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

- （注）1 関係書類として、別添「産地高度化計画」を添付すること。
2 変更の場合には、産地高度化計画様式中、産地高度化計画の承認通知があった計画の内容と変更後の計画の内容とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

産地高度化計画

計画策定主体名
 担当者氏名
 電話番号
 F A X
 e - m a i l

- 1 本計画の対象となる産地の範囲
- 2 産地の対象品目にかかる現状及び目標

対象品目 ()	現 状 値	目 標 値 (平成22年度)
農家戸数 (戸)		
生産面積 (ha)		
生産量 ()		

※生産量の () には、対象品目に対応する単位を記入すること。

- 3 成果目標
 - (1) 成果目標の内容

※要領第2の2の(1)から(6)までに掲げる成果目標のいずれかを含めて記入すること。

- (2) 現状値及び目標値

現 状 値	目 標 値 (平成22年度)

- (3) 目標を実現するための方策

※次に掲げる取組内容(みつばち増殖に係る計画等、導入する資材及び装置の種類並びに規模等に関する内容を含む)を含めて具体的に記入すること。

- ア 花粉交配用みつばちの確保
- イ 総合的病害虫・雑草管理の導入
- ウ 省電力電灯の導入等

- 4 その他産地として留意している事項、方針

別紙様式第2号

年 月 日

〇〇農政局長* 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名 印

産地高度化計画取組状況報告について

野菜・花き産地高度化緊急支援事業実施要領（平成21年5月29日付け21生産第1326号農林水産省生産局長通知）第4の1の（5）に基づき、関係書類を添えて実施状況を報告します。

（注）関係書類として、別添「産地高度化計画取組状況報告書」を添付すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

産地高度化計画取組状況報告書

計画策定主体名
担当者氏名
電話番号
FAX
e-mail

1 産地の目標に関する項目

品目 ()	現状値	成果目標 (平成22年度)	当該年度の成果 (平成21年度)	進捗率 (%)
農家戸数 (戸)				
生産面積 ()				
生産量 ()				
成果目標				

- (注) 1 品目欄の括弧書きには当該計画の対象品目を記入すること。
2 生産面積欄及び生産量欄の括弧書きには単位を記入すること。
3 成果目標欄には要領第2の2の(1)から(6)までに掲げる成果目標のいずれかを含めて記入すること。

2 目標を実現するため実施した取組内容

- (注) 1の成果目標を実現するため行った方策を本事業により実施したことを含めて具体的に記入すること。

年 月 日

〇〇農政局長* 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名 印

野菜・花き産地高度化緊急支援事業の実施計画の（変更）承認申請について

野菜・花き産地高度化緊急支援事業実施要領（平成21年5月29日付け21生産第1326号農林水産省生産局長通知）第5の1に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

- （注）1 関係書類として、別添「野菜・花き産地高度化緊急支援事業計画書」を添付すること。
- 2 変更の場合には、事業実施計画書様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、事業実施計画の承認通知があった事業の内容と変更後の事業の内容とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局局長あてとすること。

野菜・花き産地高度化緊急支援事業実施計画書

事業実施主体名
 担当者氏名
 電話番号
 F A X
 e - m a i l

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 取組の内容

対象品目	受益面積 (受益農家数)	購入する資材及び装置	購入量 ()	備 考
	a (戸)			年 月購入予定 年 月設置予定

(注) 1 花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業の取組を行う場合の「受益面積」欄については、花粉交配用みつばちの供給を受ける園芸農家の農地面積を記入すること。

2 「購入する資材及び装置」は、花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業（耕種農家及び養蜂家連携強化促進支援を除く）及び省力・省資源型野菜・花き産地支援事業の区分を明記するとともに、商品名、メーカー名を記入すること。複数の資材及び装置を購入する場合は、資材及び装置ごとに記入すること。

なお、花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業の耕種農家及び養蜂家連携強化促進支援については、「購入する資材及び装置」を「取組内容」と書き換え、要領第2の1の(1)のエの(ア)から(エ)までに掲げる取組について記入すること。

3 購入量の括弧書きは単位を記入すること。

なお、花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業の耕種農家及び養蜂家連携強化促進支援については、「購入量」を「計画の作成方法」と書き換え、要領第2の1の(1)のエの(ア)から(エ)までに掲げる取組計画の作成方法を記入すること。

4 「備考」に当該資材及び装置の購入及び設置予定時期（種子にあつては、は種時期）を記入すること。複数の資材及び装置を購入する場合は、資材及び装置ごとに購入及び設置予定時期（種子にあつては、は種時期）を記入すること。

なお、花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業の耕種農家及び養蜂家連携強化促進支援については、「購入予定」を「策定予定」等と書き換え、要領第2の1の(1)のエの(ア)から(エ)までに掲げる取組計画の策定時期を記入すること。

(2) 事業費の内訳

購入する資材及び装置	事業費	負担区分			備考
		国庫負担金	自己資金	その他	
	円	円	円	円	
合計					

(注) 1 「購入する資材及び装置」は、花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業（耕種農家及び養蜂家連携強化促進支援を除く。）及び省力・省資源型野菜・花き産地支援事業の区分を明記するとともに、商品名、メーカー名を記入すること。複数の資材及び装置を購入する場合には、資材及び装置ごとに記入すること。

なお、花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業の耕種農家及び養蜂家連携強化促進支援については、「購入する資材及び装置」を「取組内容」と書き換え、要領第2の1の(1)のエの(ア)から(エ)までに掲げる取組について記入すること。

2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国庫負担金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国庫負担金〇〇〇円」）を記入すること。

(3) 完了（予定）年月日 平成 年 月 日

3 成果目標

成果目標（ ）	
現状値	成果目標 (平成22年度)

(注) 成果目標には要領第2の2の(1)から(6)までの内容を記入すること。

成果の根拠	成果の検証方法 (成果の算出方法)

(注) 1 「成果の根拠」には、資材及び装置の導入等を行うことにより、具体的に

どれだけの効果があると思込まれるか、また、その主な要因を記入すること。

- 2 「成果の検証方法」には、客観的な手法により検証できることを原則とすること。

4 添付書類

- (1) 組織及び運営についての規約等の写し
- (2) 資材及び装置の設置対象地を明示した図面及び配置図
- (3) 目標を達成することを示す根拠となる計算書等の資料
- (4) 2社以上の購入予定資材及び装置に係る見積書
- (5) 本事業を産地強化計画で実施する場合には、産地強化計画の写し
- (6) 要領第5の5の(1)における契約を締結していることが分かる資料の写し

(注) 花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業と省力・省資源型野菜・花き産地支援事業の両方を行う場合には、それぞれ作成すること。

別紙様式第4号

年 月 日

〇〇農政局長* 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名 印

野菜・花き産地高度化緊急支援事業の成果報告について

野菜・花き産地高度化緊急支援事業実施要領（平成21年5月29日付け21生産第1326号農林水産省生産局長通知）第6の1に基づき、関係書類を添えて成果目標の達成状況を報告します。

（注）関係書類として、別添「野菜・花き産地高度化緊急支援事業成果報告書」を添付すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

野菜・花き産地高度化緊急支援事業成果報告書

事業実施主体名
 担当者氏名
 電話番号
 F A X
 e - m a i l

1 事業の内容

対象品目	受益面積 (受益農家数)	購入した資材及び装置	購入量 ()	備 考
	a (戸)			年 月購入 年 月設置

- (注) 1 花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業の取組を行う場合の「受益面積」欄については、花粉交配用みつばちの供給を受ける園芸農家の農地面積を記入すること。
- 2 「購入した資材及び装置」は、花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業（耕種農家及び養蜂家連携強化促進支援を除く）及び省力・省資源型野菜・花き産地支援事業の区分を明記するとともに、商品名、メーカー名を記入すること。複数の資材及び装置を購入する場合は、資材及び装置ごとに記入すること。
- なお、花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業の耕種農家及び養蜂家連携強化促進支援については、「購入した資材及び装置」を「取組内容」と書き換え、要領第2の1の(1)のエの(ア)から(エ)までに掲げる取組について記入すること。
- 3 購入量の括弧書きは単位を記入すること。
- なお、花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業の耕種農家及び養蜂家連携強化促進支援については、「購入量」を「計画策定」と書き換え、別添のとおりとし、策定された計画等の写しを添付すること。
- 4 「備考」に当該資材及び装置の購入及び設置時期（種子にあっては、は種時期）を記入すること。複数の資機材を購入する場合には、資材及び装置ごとに購入及び設置時期（種子にあっては、は種時期）を記入すること。
- なお、花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業の耕種農家及び養蜂家連携強化促進支援については、「購入」を「策定」と書き換え、要領第2の1の(1)のエの(ア)から(エ)までに掲げる取組計画の策定時期を記入すること。

2 事業の成果

成果目標（ ）		
現状値	計画時 (H21)	事業成果 (H22)

(注) 成果目標欄には要領第2の2の(1)から(6)までの内容を記入すること。

成果の根拠	成果の検証方法 (成果の算出方法)

(注) 1 「成果の根拠」には、資材及び装置の購入等を行うことにより、具体的にどれだけの効果があったか、またその主な要因を記入すること。

2 「成果の検証方法」は、客観的な検証が可能な手法であることを原則とすること。

3 事業の評価

評価項目	成果目標の達成状況	自己評価

(注) 1 評価項目欄には要領第2の2の(1)から(6)までの内容を記入すること。

2 自己評価欄には、成果目標の達成状況を踏まえ、事業が適切に実施されたか等、また、その理由等について記入すること。

4 添付書類

- (1) 組織及び運営についての規約等の写し
- (2) 資材及び装置の設置対象地を明示した図面及び配置図
- (3) 花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業の耕種農家及び養蜂家連携強化促進支援について取組んだ事業実施主体は、策定された計画等の写し

年 月 日

〇〇農政局長* 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名 印

野菜・花き産地高度化緊急支援事業の交付決定前着手届

野菜・花き産地高度化緊急支援事業実施要領（平成21年5月29日付け21生産第1326号農林水産省生産局長通知）第8に基づき、事業実施計画に基づく別添取組について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更はないこと。

別添

購入予定資機材	購入量（ ）	事業費	購入予定年月日	理由
		円		

(注) 1 「購入予定資機材」は、商品名、メーカー名を記入すること。複数の資機材を購入する場合は、資機材ごとに記入すること。

2 購入量の括弧書きは単位を記入すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。